

令和 7 年度 事 業 計 画

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

令和 6 年の世界の経済状況は、コロナ禍、紛争、インフレーション、金融引き締めなどによる混乱を乗り越え、経済活動と貿易が持ち直していることから、景気は堅調に推移しています。米欧の政策運営次第では世界経済が下振れる可能性が見込まれる中、米国経済は個人消費と設備投資が成長を押し上げ堅調に推移しており、欧州経済はサービス業の増勢と純輸出を原動力として持ち直しています。

また、中国経済は景気刺激策や輸出拡大が下支えとなる一方、不動産市場は低迷し、宿泊・飲食など外出関連消費の拡大も一巡しており、成長の勢いが弱まっています。近年の世界情勢は、米中対立やロシアによるウクライナへの侵略の長期化、混迷を深め続ける中東情勢など国家間対立が激しくなっており、地政学的な目的のために経済を手段として使うことで世界経済への悪化が懸念され、国内志向の政策や世界規模の気候変動などのグローバルな課題に対処するため、多国間協調に向けた努力が求められています。

我が国の経済に目を転じれば、コロナ禍の影響から脱した後、企業収益が過去最高を更新し、設備投資も大幅に増加したことから、企業部門が堅調さを維持しており、基調として緩やかな回復が続いています。しかしながら、家計部門においては、名目賃金の伸びが物価上昇に未だ追いついていないことから、個人消費は力強さを欠いており、景気の回復力は弱い状態が続いています。政府は、デフレーションから完全に脱却し、成長型の経済を実現させるチャンスを迎えており、令和 6 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」に基づき、安定的な物価上昇の下で賃上げに支えられた消費の増加と企業の投資拡大が持続的な経済成長への好循環をもたらす「成長型の新たな経済ステージ」へと移行させていくことが示されました。

国内の景気は、賃金上昇率の高まりなどを背景に個人消費の緩やかな増加が見込まれ、企業では人手不足対応やデジタル関連などの設備投資の増加傾向が続くことで潜在成長率を上回る成長が続くとみられています。

自動車については、急速な技術革新が進んでおり、地球温暖化を抑えるため脱炭素や環境に配慮した電動車、少子高齢化社会における交通手段の確保や交通事故の削減を図るため、先進技術を活用して安全運転を支援するシステムや限定した環境下において自動運転を行うシステムが車両に搭載され、最新の電子部品や装置が採用されています。

このため、自動車の検査や点検・整備の際にもOBDを活用することが欠かせないところから、自動車の電子化への対応が重要となっています。加えて、継続検査ワンストップサービス（以下、「継続検査OSS」という。）の更なる利用促進につながる自動車検査証の電子化が導入され、自動車本体だけでなく、自動車の検査・登録や点検・整備制度、事務手続きなどについても急速な電子化への対応が進められています。

このような整備業界を取り巻く環境下にあって、自動車の整備技術の高度化に向けた対応や、一層厳しさが増している少子高齢化の影響で後継者難や若年労働者の採用難への対応も同時に求められ、整備業界は引き続き厳しい状況にあります。

令和7年度事業においては、急激に進む自動車の新技術への対応、継続検査OSSの利用促進、OBD検査、自動車検査証の電子化などへの対応等に加え、整備士の人材不足や後継者難への対応を整備事業者の健全な経営の徹底を図りつつ取り組み、将来に向けて業界の持続的な繁栄を目指し、業界全体の活性化と経営基盤の確立を推進するため、以下の諸事業を実施いたします。

業界振興・活性化対策としては、「自動車整備業のビジョンII」に示された整備事業者の取り組みを引き続き推進するとともに、整備作業の工数の明確化とそれに見合った適正な料金の収受方策を検討し、また、自社の経営状況を簡易に自己診断できる「簡易経営自己診断システム」を活用した適正なレバレートの設定等、整備事業者にその必要性の周知を行い、健全な経営の実践を推進してまいります。

加えて、整備事業の実態を把握するため、「自動車特定整備業の実態調査」及び自動車整備業の経営状況や給与実態調査を実施し、結果を公表いたします。

整備士確保対策については、職場体験の実施推進等による自動車整備の仕事のPR、二種養成施設のPR活動に加え、中高生をターゲットに自動車整備士のPRなど、自動車整備に携わる人材の確保・育成対策を進めてまいります。

さらに、整備事業運営の効率化、ユーザー利便の向上の観点から、適切な管理体制の下での整備作業場、整備機器等の共有、共用等の拡大や、業務の平準化方策、整備士養成課程における実務経験年数の短縮等について検討を進めてまいります。

業界健全化対策としては、整備料金の適正化を推進するため「故障診断適正運営ガイドブック」等を活用した診断料金の適正化を図ってまいります。

さらに、指定整備事業者における厳正かつ公正な事業運営の徹底を図るため、「完成検査実施マニュアル」の普及・促進を行い、事業場管理責任者等のための「指定整備事業適正運営マニュアル」の改訂（OBD検査関係通達等への対応）の活用を推進するとともに指定整備工場への適正指導を推進するため「巡回指導マニュアル」を活用し、巡回指導の推進を図ってまいります。

また、新たに創設される訪問特定整備制度への対応を図ってまいります。

不正改造防止対策については、「不正改造車排除マニュアル」を活用し、不正改造車の排除の徹底を図ります。

また、令和6年から導入されたOBD検査については引き続き円滑な実施のための情報収集に努め、その周知徹底を図ってまいります。

併せて、平成23年度に国土交通省から指定された「車積載車による有償運送許可に係る研修」と許可申請の取りまとめを行い有償運送許可制度への適切な対応を図るとともに、自動車特定整備事業者の回送運行許可制度の適正な運用を推進してまいります。

法制・税制対策としては、平成30年に国土交通省はじめ関係方面に提出した「自動車整備事業の喫緊の課題克服に関する要望書」や税制改正要望の実現に向け、継続して活動してまいります。

また、法令・制度の改正や税制改正に係る動きを調査し、必要に応じて業界支援のための要望活動等を積極的に展開してまいります。

行政協力・交通安全対策としては、検査・整備・登録等国土交通行政の円滑な執行に協力するほか、街頭検査、点検整備推進運動、交通安全運動等の諸施策の推進に協力してまいります。

ICT化促進対策としては、FAINESの円滑な運用を維持するとともに、自動車特定整備事業の認証取得に対応すべく、FAINESの有用性を理解いただきながら会員の加入増加に努めてまいります。

加えて、引き続き放置違反金滞納車情報照会システムの円滑な運用に努め、国の放置違反車対策に協力するなど、整備事業場におけるICTの活用促進を図ってまいります。

併せて、電子自動車検査証に係る継続検査OSSの記録等事務委託制度の運用に対応してまいります。

環境保全・省資源対策としては、引き続きCO₂排出削減の取り組みを推進してまいります。

さらに、国土交通省のエコ整備推進施策と連携して、自動車ユーザーに対し、点検整備の環境への有用性を訴える広報活動を進めてまいります。

また、リサイクル・リユース部品の利用促進については、資源の有効利用とともに整備費用の低減にも繋がるものであり、関係団体とも協力して利用促進パンフレットを活用し、整備事業者、ユーザーの理解を得るための活動を進めてまいります。

自動車使用者対策としては、自動車ユーザーに定期的な点検整備の必要性を正しく認識してもらえるよう、国土交通省が実施主体となる「自動車点検整備推進運動」に参画して同運動に積極的に協力するとともに、「自動車点検教室」を柱とした「マイカーポイント検査キャンペーン」を展開いたします。

また、広報活動として、テレビCM放送、函整振ホームページ及びポスター、チラシ等を活用し、点検整備の必要性を自動車ユーザーに訴求してまいります。

加えて、懸賞付きの「クリーン・エコ点検キャンペーン」を実施して、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚と定期点検整備の実施促進を図ってまいります。

定期点検整備促進対策並びに前検査車両対策として、前検査後の後整備を実施しないユーザーに対する不具合状況等の注意喚起資料を作成し、引き続き啓発活動を展開してまいります。併せて、自動車ユーザーからの整備相談については、相談者の理解を得られるように相談員の相談対応力の向上を進め、自動車整備相談所の適切な運用を図ってまいります。

整備技術の向上対策としては、自動車整備士などの資格取得養成と整備主任者技術研修や新技術に対応した教育の充実に努めてまいります。

加えて、自動車の電子制御装置など新技術への対応力の向上のために、引き続き「スキャンツール基本・応用研修」の実施やユーザーが新技術対応工場である旨を識別できるようスキャンツール活用事業場の認定制度を普及促進するとともに、高度な診断技術力を習得のための「スキャンツールスキルアップ研修」等を展開してまいります。

広報活動としては、自動車ユーザーや整備事業者に向けたタイムリーな情報提供ができるよう、「函整振ホームページ」や会報「函整振」の一層の充実に努めてまいります。

共済福祉事業対策としては、健全な発展と福祉の増進を図るため、経営者や従業員の方に万が一の事故が発生した場合の「福利厚生制度」への普及促進を図ってまいります。

組織運営対策としては、定款に定める諸会議を開催するとともに、本部、支部連携のもとに円滑な組織活動を推進いたします。

以上が本年度の事業の要点であります。諸事業を効果的に推進するため、会員皆様の深いご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以下、各事業項目の細目は別項のとおりであります。

事 業 項 目

(注) ____は、新規事業です。

1. 業界振興・活性化対策

一般社会と自動車使用者に対し、自動車の安全確保、環境保全に貢献している整備業界の社会的有用性や、プロによる点検・整備の必要性などを情報発信し、業界の社会的地位の向上を図ることにより、業界振興・活性化に努めます。また、引き続き「自動車整備業のビジョンⅡ」に沿った取り組みを進めます。

(1) 「自動車整備業のビジョンⅡ」の普及促進

- ① 実践マニュアル・好事例集の活用によるビジョンⅡの推進
- ② 簡易経営自己診断システム活用及びレバレート算出ソフトの活用

(2) 点検整備入庫率向上のための取り組みの推進

- ① 「定期点検整備入庫率向上」のためのパンフレットの活用推進
- ② ユーザー向け提案・説明用資料の普及促進
- ③ お客様説明用コンピュータ・システム診断シート及びHV・EV専用記録簿の普及促進

(3) 整備業界の実態に関する調査・解析

- ① 図で見る自動車整備白書の配付
- ② 自動車特定整備業の実態調査の実施(抽出調査)
- ③ 整備需要等の動向調査の実施
- ④ 自動車整備業経営調査の実施
- ⑤ 自動車整備要員の給与実態調査の実施

(4) 整備士確保対策の推進

- ① 高等学校への二種養成施設のPR活動
- ② 職場体験実施要領に基づき職場体験の実施を推進
- ③ 会員事業場からの従業員募集広告掲載など函整振ホームページの活用推進
- ④ 自動車整備士の資格体系や養成課程の見直しへの対応
- ⑤ 外国人技能実習制度への対応
- ⑥ 外国人労働者に対しての「特定技能制度」への対応
- ⑦ 育成就労制度への対応

2. 業界健全化対策

整備業界に対する社会的信頼を高めるため、法令遵守の徹底を図り、事業経営の秩序と業界の健全化に努めます。

(1) 整備事業適正化と整備料金適正化の徹底

- ① 「故障診断適正運営ガイドブック」及び「作業点数表」を活用した診断料金の適正化の推進

- ② 新たな整備料金の項目の研究
- (2) 指定整備事業者の法令遵守の徹底
 - ① 「指定整備事業適正運営マニュアル」(改訂版)の活用・推進
 - ② 法令遵守推進のための参考資料の作成
 - ③ 指定工場への巡回相談等の実施
- (3) 自動車の不正改造防止対策の推進
 - (「不正改造車排除マニュアル」の作成)
- (4) 従業員の特殊健康診断の実施など雇用・労務対策の推進
- (5) 新規特定整備関係への対応
 - (特定整備事業制度への対応の推進)
- (6) 新たに創設される訪問特定整備制度への対応
- (7) 車積載車による有償運送許可制度への適切な対応推進
 - (有償運送許可を受けるための研修会の開催と許可申請書の取りまとめ)
- (8) 継続検査OSSの運用
 - ① 登録情報処理機関(保適証サービス)の運用
 - ② 代理申請業務の円滑な運用
 - ③ 継続検査OSSの利用促進
 - ④ 軽自動車の継続検査OSSへの対応と利用促進
 - ⑤ 電子自動車検査証に係る継続検査OSS及び記録等事務委託制度への対応
- (9) 整備作業中の事故防止等労働安全衛生対策の推進
 - (整備作業中の事故情報、改善対策等を収集し周知)
- (10) 自動車整備業における回送運行許可制度への対応
 - (回送運行制度の適正運営の推進)
- (11) 各種研修等セミナーの開催

3. 法制・税制対策

整備業界に係る法制・税制等の改正動向を調査し、業界の実態を踏まえた適正な運用、改善が図られるよう要望活動を行います。

- (1) 道路運送車両法関係法令に関する要望
 - ① 検査登録制度の改正動向に対する要望・対応
 - ② 自動車整備事業の喫緊の課題克服に関する要望書の実現に向けた活動
- (2) 税制関係法令に関する要望
 - (自動車税制改正についての調査・要望)
- (3) 税制関係法令に関する情報提供
 - (自動車重量税照会システムの運用)
- (4) その他関係法令に関する対応の研究・要望

4. 行政協力・交通安全対策

自動車関係行政の円滑な実施に協力するとともに、交通安全対策の推進等の諸施策の推進に協力いたします。

- (1) 自動車検査登録行政業務等に対する協力
(車検の予約受付及び持込車検の円滑化に対する協力)
- (2) 整備事業関係行政業務に対する協力
 - ① 整備主任者研修、自動車検査員研修、事業場管理責任者講習
 - ② 行政の諸届出に関する業務
- (3) 街頭検査及び交通安全運動に対する協力

5. ICT化促進対策

進歩著しい高度情報化社会に対応するため、整備事業場のICT(情報通信技術)活用を促進し、業界の活性化に努めます。

- (1) FAINESの運用
 - ① システムへの円滑な運用
- (2) FAINESの情報内容充実と利用促進
 - ① 新規入会キャンペーンの実施
 - ② 長期使用車情報を含む整備マニュアル情報の充実
- (3) 放置違反金滞納車情報照会システムの円滑な運用
- (4) 自動車検査証の電子化への対応

6. 環境保全・省資源対策

環境保全・循環型社会の形成に向けて、地球温暖化防止対策、省資源対策等を推進いたします。

- (1) 整備事業場における環境対策の推進
 - ① 「CO₂削減のための実践マニュアル」の利用促進
 - ② 整備事業者によるCO₂削減量算定システム(環境家計簿)の利用促進
 - ③ 国土交通省のまとめによるエコ整備推進への協力、グリーン顕彰の活用
- (2) 一般整備、事故修理に伴う産業廃棄物処理の適正化の推進
- (3) リサイクル部品の普及促進
 - ① リサイクル部品利用促進パンフレット(改訂版)の活用推進
- (4) 自動車環境対策等の推進
- (5) その他環境法令への対応

7. 自動車使用者対策

自動車使用者に自動車の定期的な点検・整備の必要性と保守管理責任の意識を持っていただくよう、正しい自動車知識の普及、整備事業に対する理解と信頼を得るための事業を推進いたします。

- (1) 自動車点検整備促進運動の推進
- (2) 自動車点検教室の充実
- (3) 点検・整備意識高揚のための啓発活動の充実強化
 - ① 長期使用車両の「業界推奨点検」の推進
 - ② 長期使用車両ユーザー向け広報活動の実施
 - ③ 定期点検整備啓発イベントの実施
 - ④ 懸賞付き定期点検キャンペーンの実施
 - ⑤ 函整振ホームページによる情報提供
 - ⑥ 北整連の定期点検普及促進のテレビCM広告への協力
- (4) ユーザー車検等の後整備の確実な実施促進
 - ① ユーザー向け啓発用資料の作成
(前検査後の後整備を実施しないユーザーに対する不具合状況等の注意喚起資料等)
- (5) 自動車整備保証の実施促進
- (6) 自動車整備及び整備事業に関する相談体制の充実
- (7) 自動車整備相談所の運用体制の充実

8. 整備技術の向上対策

自動車整備士養成の質的向上に努めるとともに、自動車の技術革新に対応した整備技術の向上を図るために技術研修の充実と技術情報の提供に努めます。

- (1) 自動車整備士養成講習の充実
- (2) 自動車整備技術者認定資格制度(コンサルタント)の普及促進
- (3) 整備主任者技術研修の充実及び特定整備認証における整備主任者選任前講習会の実施
- (4) 点検・整備作業方法の合理化の促進
- (5) 「技術情報」等整備技術資料の収集・提供
- (6) 自動車整備技術相談窓口の運用体制の充実
- (7) 自動車の新装置等に関する講習会の実施
- (8) 自動車整備技能登録試験学科試験の実施
- (9) 認定職業訓練助成事業の活用
- (10) 外国人自動車整備技能実習評価試験の実施
- (11) 自動車の電子装置整備に係る新技術への対応
 - ① スキャンツール基本・応用・スキルアップ研修会の実施
 - ② スキャンツール活用事業場の認定店の普及促進
 - ③ 故障診断技術向上研修の実施

- (12) OBD検査への対応
 - ① OBD検査システム登録への対応

9. 広報対策

業界内の意思疎通を図るとともに、整備業界についての理解と認識を高めるための広報活動を行ってまいります。

- (1) 会報「函整振」等の編集、発行
- (2) 函整振ホームページの充実
- (3) 日整連ニュース、技術情報の配付

10. 共済福祉事業対策

整備事業者及び整備関係者を対象とした共済福祉事業を推進し、事業経営基盤の強化を図ります。

- (1) 自動車整備業賠償共済保険の普及促進
 - (中古販売車の「&Ucar」特約の普及促進)
- (2) オアシス生命共済及びミニ医療保障制度の普及促進
- (3) あんしん財団の「福利厚生制度」の普及促進
 - (傷害保険・補助金制度・賠償責任保険制度等)

11. 組織運営対策

定款に定める諸会議の円滑な運営を主体とし、本部、支部連携のもとに円滑な組織活動を図ります。

- (1) 総会、理事会、三役会の開催
- (2) 委員会、支部長会の開催
- (3) 各支部との連携強化
- (4) 事務局職員研修会等への参加
- (5) 自動車関係団体との連携
- (6) 事業者、事業場、従業員などの表彰又はこれに対する推薦
- (7) 諸会議等の円滑な運営

12. その他

- (1) 会員相互の親交に関する事項
- (2) 会の目的達成に関する事項

